

議 会 資 料	議案第 38 号
総務課	

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 条例を改正する理由

令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が公布されたことに伴い行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律 27 号）別表第 2 が廃止されます（公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。これらの改正等を踏まえ、市条例を改正します。

2 改正する条例の要点

法別表第 2 が廃止されるため、条例中の法別表第 2 に係る箇所は、新たに定義する「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」へ改正します。

3 改正による効果等

上位法令との整合性がとれます。

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年志摩市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) <u>個人情報ファイル</u> 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人情報ファイル</u> 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) <u>個人番号利用事務</u> 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(10) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用</p>

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報_____であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務_____とする。

2 (略)

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務_____を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報_____であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)